

令和 3 年 12 月 1 日

こども部長決定

## 加古川市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、本市のひとり親家庭のうち自立就労を希望する者について、個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づいて自立及び就労を支援することによってひとり親家庭の自立を促進することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に 20 歳未満の児童を扶養している者をいう。）及び「離婚前後親支援事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日こ支家第 198 号こども家庭庁支援局長通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者（以下「ひとり親家庭等の親」という。）とし、生活保護受給者については対象としないものとする。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力を受けた被害者であって、将来においてひとり親家庭等の親となることが見込まれる者についても、必要と認める場合には対象とすることができる。

### (策定員の選定)

第 3 条 対象者からの就労に関する相談に応じ、自立のための計画（以下「自立支援プログラム」という。）を策定するため、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を置き、母子・父子自立支援員及び女性相談支援員が兼務するものとする。

### (申込み)

第 4 条 支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、自立支援プログラム策定申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

### (自立支援プログラムの作成)

第 5 条 申込者から前条の申込書の提出があった時は、策定員は申込者に対し面接を

実施し、申込者の生活、子育ての状況及び求職活動又は職業能力開発の取り組みの状況などについて聞き取りを行うこととする。

2 策定員は、前項の面接により、申込者の自立目標及び支援内容を決定し、次に掲げる事項を記載した自立支援プログラム（様式第2号）を策定するものとする。

- （1）申込者の子育ての状況、健康状態、収入及び就労の状況
- （2）申込者の自立又は就労を阻害している要因及び課題
- （3）自立又は就労を阻害している要因を解決するための支援方策
- （4）自立目標
- （5）面接を実施した策定員の見解及び当該策定員が申込者に対して行った指導、助言又は対応等の内容

3 策定員は、前項の自立支援プログラムの策定にあたっては、申込者の意向等を十分考慮するものとし、支援内容については申込者の同意を得なければならない。

（支援の実施）

第6条 市長は、前条第2項の自立支援プログラムの支援内容により、就労支援を行うものとする。

（公共職業安定所との連携）

第7条 市長は、申込者からの希望に応じて、申込書及び自立支援プログラムを添えた加古川市母子・父子自立支援個人票A（様式第3号）を公共職業安定所へ提供することにより、公共職業安定所の担当者への引継ぎを行い、公共職業安定所における支援対象者への面接の実施並びに支援メニューの選定及び実施へつなげる。

（自立支援プログラムの見直し等）

第8条 策定員は、自立支援プログラムに基づいた就労支援の実施状況を把握し、申込者と相談の上、必要と認められるときは自立支援プログラムの見直しを行う。

（関係機関との連携）

第9条 市長は、事業の実施にあたっては、公共職業安定所その他の関係機関と協力し、連携を密に図るものとする。

（守秘義務）

第10条 策定員は、職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日より施行し、令和6年8月1日から適用する。